

第 2 期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）の概要

- 1 計画策定の目的及び背景

平成 27 年 5 月の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画体系が見直されたことを受け、同年同月に山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定した。

同計画が今年度末に満了となるが、ニホンジカの生息状況、農林業被害状況を鑑み、ニホンジカの適正な管理を行うため、第 2 期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き個体数調整、被害防除対策、生息環境整備を実施するものとする。
- 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、「シカ」という。）
- 3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（5 年間）
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域
- 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

標高差が大きい地形的特質を踏まえ、管理区域を次のとおりゾーニングする。

 - ・農林業ゾーン(標高 1,000m 未満の地域)
 - ・共生ゾーン(標高 1,000m 以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域)
 - ・生態系保全ゾーン(標高 1,000m 以上の鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域)
 - (1) 農林業ゾーン

農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施
 - (2) 共生ゾーン

シカの主な生息域と位置付け、植生とのバランスを保ちつつ、シカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となり、森林整備等による生息環境整備と個体数調整を実施
 - (3) 生態系保全ゾーン

シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に、県又は国が主体となり、個体数調整を実施
- 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - (1) シカ推定個体数 71,146 頭（平成 27 年度末）

【90%信用区間 26,266 頭～325,086 頭】
 - (2) 数の調整目標

シカ生息数を国と同様に平成 35 年度までに半減（H23 年度比）させる。
その後、適正生息数 4,700 頭まで減少させる。
- (3) 管理捕獲
 - ・農林業ゾーン

農林業被害軽減目的の管理捕獲(市町村等が実施)
 - ・共生ゾーン及び生態系保全ゾーン

自然植生回復目的の管理捕獲（県等が実施）
 - ・指定管理鳥獣捕獲等事業

共生ゾーン及び生態系保全ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域において県が実施
- (4) 有害捕獲
 - ・農林業ゾーン

被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においても有害捕獲を積極的に推進
- (5) 狩猟
 - ・メス捕獲の推進
 - ・1 日当たりの捕獲数は、オス、メスとも無制限
 - ・狩猟期間の 1 ヶ月延長（11/15～2/15 11/15～3/15）
 - ・冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和

ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了するまでの期間に限定（12cm 20cm）
- 7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

生息環境の整備

 - ・共生ゾーンにおいて、県有林を中心に人工林の混交林化
 - ・森林整備等による生息環境整備と個体数調整の一体的実施
 - ・シカ個体数の増加を防止するため耕作放棄地等の解消
- 8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
 - (1) 被害防止対策
 - ア 農林業被害対策
 - ・シカの侵入を防ぐ防護柵の設置の推進
 - ・樹幹部の剥皮害防止のための、防護ネット等による保護の推進
 - イ 自然環境に対する被害対策
 - ・植生防護柵の設置等
 - ウ 地域での自立的かつ総合的な取組の促進
 - ・市町村等による防護柵の設置など、地域全体の被害を軽減する被害対策の実施
 - ・県による市町村等が実施する被害対策への支援・助言、地域リーダーの育成等
 - (2) モニタリング調査
 - ・適切な個体数管理を行うため、生息状況について定期的にモニタリング調査を実施
 - (3) 計画の実施体制
 - ・行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携による実施